## 生物多様性条約における遺伝資源をめぐる問題の現状と展望

## 第4回・完 ブラジル環境法制と国内 ABS法の現状

明治学院大学法学部教授 阿部博友 Hirotomo Abe

ブラジルは世界で最も生物多様性が豊かな国であり、1981年に成立した国家環境政策法を基本的枠組みとして1985年の民事公訴権法、1998年の環境犯罪法など、環境法制を整備しつつ、検察庁を中心としてその執行強化を図っている。また1988年憲法は、世界で最も進歩した環境保護規定を有すると評価されている。遺伝資源および伝統的知識の保護に関しては、同国は早くからABSを優先課題と位置付け、1985年には外国人によるアクセス規制を定めている。1992年のCBD採択が契機となって、複数の国内ABS法案が作成されているが、2001年に政府が発布したABS命令が今日まで存続している。本稿では、環境法制を概観した後、ブラジルABS法の特色を検討する。

## I ABSをめぐる背景

1992年 6 月にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(UNCED)で採択された生物多様性条約(Convention on Biological Diversity:以下「CBD」という)(1)に、世界で最初に署名したのはブラジルであった。生物遺伝資源とは、一般に人間を除く遺伝子を持つすべての生物を表す言葉であるが、CBD成立までは、人類共通の遺産(common heritage of mankind)の概念の下で扱われてきた。しかし、CBDの成立によって各国は、その資源を開発する主権的権利が確認されたが(同3条)、CBDは、そうした主権的権利を資源国に認めたにとどまらず、条約規範を国内法規範として制定しかつ実施することを、締約国に要求していると解釈される(2)。

CBDに関連して途上国を中心とする遺伝 資源輸出国と先進国を中心とする輸入国との 利害がもっとも激しく対立しているのが生物 遺伝資源および伝統的知識へのアクセスとそ れらの利益配分 (access and benefit sharing:以下「ABS」という) (3)をめぐる問題である。2002年の第 6 回締約国会議で採択されたボン・ガイドライン (Bonn Guidelines on Access to Genetic Resources and Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising out of their Utilization) によって、ABSの考え方と具体的方法が示された。しかし、このガイドラインには法的拘束力はなく、当事者の自主的な努力を求めているにとどまり、途上国を中心とする遺伝資源輸出国は、法的拘束力のあるABSの国際的制度の策定を強く求めている。

ブラジルは、2008年以降メガ多様性同士国家 グループ (Like Minded Megadiverse Countries:以下「LMMC」という)を積極的にコーディネートしてきた。LMMCのメンバーは現在17ヵ国<sup>(4)</sup>に及び、これら諸国で世界の生物多様性の70%以上を占有しているといわれる。LMMCは、CBDに関連して共通の立場と政策をとることによって、相互に連携し国際会議等での発言力と影響力を強化し

ている。ブラジル政府は、常にABSの問題をCBDに関する最優先課題ととらえつつ、LMMCの意見形成に努めてきた。また、本年10月の名古屋でのCOP-10 (第10回締約国会議)では、ブラジルは、CBDの課題として、次の3つを表明している。すなわち、①遺伝資源の保全のための新規および追加財源の確保、②持続可能な遺伝資源の活用とそこから派生する利益の配分、そして③遺伝資源を維持し保全するための財政的支出の金額的目標の設定である(5)。

そこで、本稿では、初めにブラジル環境法制の概要を歴史的に概観した後に、同国の遺伝資源および伝統的知識等に関するABS法の現状について考察を行うことにより、LMMCの中心的存在である同国のABSに関する基本的立場を明らかにする。

- (1) 2010年6月時点で193の国と地域が本条約 を締結している。
- (2) Arcanjo, Francisco Eugênio M., Convenção sobre Diversidade Biológica e Projeto de Lei do Senado 306/95, in BENJAMIN, Antônio Herman e MILARE, Edis, Revista de Direito Ambiental, no. 7, Ano 2, São Paulo: Editora RT, jul/set. 1997, p.148.
- (3) ブラジルではこのテーマはAcesso a Recursos Genéticos e Repartição de Beneficios (ARB) と称される。
- (4) 2010年6月現在の加盟国は、南アフリカ共和国、ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、フィリピン、インド、インドネシア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、ベルー、ケニア、コンゴ共和国、ベネズエラの17ヵ国である。
- (5) ブラジル外務省環境局 (DEMA) のHP (2010年6月9日付"Informação")。

## Ⅱ ブラジル環境法制の概要

## 1 環境問題への取組み

ブラジルは、ラテンアメリカ最大の国であり、その面積は南米大陸の約半分(47.3%)を占めている。また、世界的にみても、5番目に広大な国土を持つ国であり、赤道はブラジルの北部、マカパの近くを通り、南回帰線

はサンパウロの南を通る。北部ギアナ高地にある最高峰は3,000メートル以上であるが、それ以南には熱帯雨林が形成されており、アマゾン川が流れている。また、南西部のパラナ川のほか、リオネグロ川やサンフランシスコ川など豊富な水資源に恵まれている。国土の90%は熱帯地域である一方、気候帯としては、熱帯性気候のみならず、亜熱帯性気候、半砂漠型乾燥気候、高地亜熱帯性気候および温帯性気候に及び、地上における生物遺伝資源の多様性は世界第1位<sup>60</sup>であるといわれている。また、同国は、生物遺伝資源に密接に依存する伝統的知識等のバイオ文化資産<sup>(7)</sup>も豊富に保有している。

一方、1968年から1973年にかけて「ブラジルの奇跡」と呼ばれる高度経済成長を達成したが、その急速な工業化に伴って公害問題が発生し、同国の豊かな自然は次第に蝕まれていった。1972年にストックホルムで開催され世界113ヵ国が参加した国連人間環境会議(United Nations Conference on the Human Environment)において、ブラジル政府は、ロビー活動を通じて、環境開発の権利を主張し推進した。そして、「環境汚染の最悪の形態は貧困である」という基本思想の下、1973年には同国内務省に環境特別局(Secretaria Especial do Meio Ambiente:以下単に「SEMA」ということがある)を創設した。

#### 目 次

- I ABSをめぐる背景
- Ⅱ ブラジル環境法制の概要
  - 1 環境問題への取組み
- 2 国家環境政策法および連邦民事公訴権法
- 3 1988年憲法の環境関連規定
- 4 IBAMA(ブラジル環境・再生可能天然資 源院)設立法
- 5 環境犯罪法
- 6 州レベルの法規制
- Ⅲ ブラジルABS法
  - 1 ブラジルABS法制定の経緯
  - 2 ブラジルにおけるバイオ・プロスペクトの 実務
  - 3 ブラジルABS命令の問題点
  - 4 ABS法成立の見通し

### Ⅳ 総括

SEMAの創設は、ブラジルの環境政策の進展に重要な意義を有していた。アメリカの連邦環境保護局(Federal Environmental Protection Agency)を参考にしたといわれ、SEMAは、ブラジルの連邦レベルでの公害規制や環境基準の創設、さらに州政府への啓発や支援を実施してきた。この、他の途上国に先駆けた環境問題への本格的な取組みは、1980年代に入って開始された。

- (6) ニューヨーク・タイムズ2007年12月16日付 記事。
- (7) バイオ文化資産とは、伝統的知識、生物多様性資源および伝統的文化表現という 3 つの範疇のバイオ文化資源から構成される (Edson Beas Rodrigues Junior, Tutela Jurídica dos Recursos da Biodiversidade, dos Conhecimentos Tradicionais e do Folclore (Campus Jurídico, 2010, at 19))。

## 2 国家環境政策法および連邦民事公訴権法

1981年の国家環境政策法(8)は、ブラジルに おいて初めて成立した包括的環境法であり、 同国環境保護の枠組み (環境基準、ゾーニン グ、環境インパクトの評価、環境パーミット、 モニタリング、環境情報、経済的インセンティ ブ、行政的・刑事的制裁、環境侵害行為の無過 失責任原則など)を定めたものである(9)。本 法により検察庁 (Ministério Público) は、民 事的・刑事的制裁を環境法違反者に対して発 動することが可能になった。また、本法に基 づき、ブラジルの環境に関連する政策および 法規制の実施にかかる枠組みとして国家環境 制度が整備された。現在この国家環境制度は、 環境省 (Ministério do Meio Ambiente:以下 単に「MMA」ということがある)、連邦環境 審議会 (Conselho Nacional do Meio Ambiente)、ブラジル環境・再生可能天然資源 院 (Instituto Brasileiro do Meio Ambiente e dos Recursos Naturais Renovaveis:以下単 に「IBAMA」ということがある)、連邦政府 の他の環境関連機関、州ならびに市政府の環 境関連機構によって構成され、相互に連携・ 補完しつつ国家環境プログラム(Programa

Nacional do Meio Ambiente:以下単に「PNMA」ということがある)を実施している。なお、1985年には、連邦民事公訴権法(10)が制定され、環境関連機関、検察庁その他の政府機関に、環境に関する利益を代表して訴えを提起し責任を追及する権限が付与された。本法は、環境に関する実体法ではなく、手続法としての性格を有する。

- (8) Lei da Política Nacional do Meio Ambiente (Lei No.6, 938, 31 de agosto de 1981).
- (9) Lesley K. McAllister, Making Law Matter (Stanford University Press, 2008), at 23.
- (10) Lei da Ação Civil Pública (Lei No. 7, 347, 24 de julho de 1985).

## 3 1988年憲法の環境関連規定

1984年に制憲議会によって制定され、1985 年の軍政から民政への移行を経て1988年に発 布された現行のブラジル連邦憲法は、世界で 最も進歩した環境保護規定を有すると評価さ れた。それまで公共財としてすら認識されて いなかった環境について、現代社会において 無秩序に進歩する技術が環境に与える負の影 響を認識しつつ、環境に新たな法的地位が賦 与されたものである(11)。つまり、「環境は国 民すべての共有財産であり、国民は健康な生 活に不可欠で、生態系的に均衡のとれた環境 に対する権利を有する。公権力と国民を含め 社会を構成するすべてのものは、環境を保護 し、現在および将来の世代のために保全する 義務が課されている」(同法225条本文)と規 定しているほか、「環境の保全とその社会経 済的な開発との調和を保障することは、人類 の尊厳に不可欠である」(同法170条本文およ び同条VI号)と規定している。

> (II) Celso Antonio Pacheco Fiorillo, Curso de Direito Ambiental Brasileiro (Editora Saraiva, 2010), at 60.

## 4 IBAMA(ブラジル環境・再生可能天 然資源院)設立法

1989年には、IBAMA設立法(12)が制定され、

同機関が設立された。IBAMAは、環境特別局(SEMA)、森林開発院(Instituto Brasileiro do Desenvolvimento Florestal)、漁業開発庁(Superintendência da Pesca)、ゴム管理庁(Superintendência da Borracha)を統合した機関であり、環境省(MMA)の下で国家環境プログラム(PNMA)に基づき、天然資源の維持と保護に重点をおいた活動を行っている。特に、アマゾン地域のように州政府の環境行政能力が低い地域では、天然資源の保護に関するIBAMAの役割は大きいとされている。

(12) Lei No. 7,735, 22 de febrero de 1989.

## 5 環境犯罪法

1998年、環境法制の実効性を図るために環境犯罪法(13)が制定された。本法は、それまでに個々に規定された環境犯罪に対する行政罰および刑事罰規定を統合し、さらそれらの近代化と厳罰化を図った法律である。同法は、環境犯罪を類型化するとともに、たとえば、公務員が環境許可に関する虚偽の報告をなし、また許可手続に関する不正を行うことなども環境犯罪と規定している。刑事罰の対象となるのは、違反行為を行った個人およびその属する法人の双方であり、個人に対しては罰金刑のみならず、懲役刑も予定されている。

(13) Lei das Crimes Ambientais (Lei No. 9, 605, 12 febrero de 1998).

#### 6 州レベルの法規制

ブラジル環境法は、連邦法のみならず州レベルの法規制もある。連邦法は、森林、鉱物資源、その他自然保護などの自然資源の管理に関する基本方針および法的枠組みについて主要な役割を果たしている。一方、州法は公害規制について重要な役割を演じているが、州ごとに比較すると、各州の環境担当機関の発展段階に大きな格差が生じている。たとえば、サンパウロ州は国内でもっとも環境規制の仕組みが整った州であるが、パラ州はこれと対照的に州法および担当機関の整備が最も

遅れている<sup>(14)</sup>。また、地域ごとに優先課題が異なっていることから、自然資源保護が優先課題となっているアマゾン地域では、連邦法が環境規制に大きな役割を演じているが、サンパウロを始めとする工業地帯では、連邦環境法のみならず、州法レベルでの公害規制も、環境規制の観点から重要な役割を担っている<sup>(15)</sup>。

- (14) McAllister, supra note 9, at 29-31.
- (15) Ibid. at 22.

## Ⅲ ブラジルABS法

CBDは、生物遺伝資源を人類共通の資産から各国の主権の下に認める画期的な変化をもたらしたが、そうした主権的権利をいかに実現していくかという問題が、ABSの問題である。ブラジルを始めいくつかの諸国では、国内法としてのABS法をすでに制定・施行しており(16)、以下にブラジルABS法制定の歴史的経緯およびその現状と問題点について考察する。

(16) 2010年8月現在、世界で約20ヵ国が国内法としてのABS法を制定している。先進国では、オーストラリアが、ラテンアメリカ地域では、ブラジル、コスタリカ、ベネズエラ、コロンビア、ボリビアが、その他地域では、インドやフィリビンなどがABS国内法の制定国である。

## 1 ブラジルABS法制定の経緯

ブラジルにおける遺伝資源へのアクセス規制は、同国のCBD採択以前に遡る。ブラジル科学技術省(Ministério da Ciência e Tecnologia)は、ブラジルにおける科学技術の振興・調整などを目的に、1985年3月15日に創設された国家機関であるが、同省は、1990年、外国人による遺伝資源アクセスに関する規制を定めた省令98830号を、同年科学技術省令第55号として発効している<sup>(17)</sup>。CBDが発効した1993年以降、同国ではCBD15条1項に基づく国内制度に関する議論がさらに活発になり、これに関していくつかの提案が行

われたが、最初の試みは、1995年のマリナシルバ上院議員の法案を、オスマル・ディアス上院議員が修正した第306/95修正法案(以下「1998年法案4842/98」という)であった。また、同年にはジャック・ワグネル下院議員が作成した法案4579/98がある。これら2つの法案は、アンデス協定391号決議<sup>(18)</sup>を参考に起草されたものであった<sup>(19)</sup>。これらの議員法案が現在のブラジルABS命令の母体になったものである。

一方、ブラジル政府は上記法案を詳細に検 討した上で、1998年にABSに関する政府法 案 (PL 4.751/98) を作成した。この法案は、 憲法改正法案 (Emenda Constitucional No. 618/98) と一体をなすものであるが、これは、 同法案が遺伝資源をブラジルの国家財産と位 置付け、ABS規制を通じて遺伝資源等の適 切な管理運営を試みようとするものであり、 憲法で画定する国家財産の概念を修正する必 要が生じたことによる。これに比較して1998 年法案4842/98では、遺伝資源や原住民・地 域社会の伝統的知識を、国民の公共の利益と 規定していた。上記の各種法案について審議 が継続される中で、2000年にブラジルの社会 組織 Brazilian Association for the Sustainable Use of the Biodiversity of Amazonia<sup>(20)</sup> (以下「Bioamazônia」という) と グローバル製薬企業Novartis Pharma AG (以下「Novartis」という) 間で締結された ABS契約に関して、同国法律家からは違法 な内容の契約であるとの批判が、また、内外 のNGOからはバイオ・パイラシーを容認す るものであるとの批判がよせられた。そして 本件は、根本的にはブラジルにおける国内 ABS法の欠如が問題であることが明らかに なり、ABS国内法制定の直接の引き金と なったのである。

本件は、Bioamazônia と Novartisが、2000年5月に締結したActive Ingredient Discovery Agreementに関するものであるが、本契約では、Novartisが1年間に10,000種類の遺伝資源サンプルを、合計3年間にわたり採集、輸出および研究する権利を取得する見返りとして、Novartisがブラジルの研

究施設に2百万スイス・フラン (SF) を寄 付すること、またBioamazôniaには毎年2.5 百万SFを支払うことを約束した。さらに本 契約には、もしNovartisがサンプルから製 品を開発した場合、同社が10年間にわたり独 占的な権利を取得すること、またNovartis は、市場性が見込める研究開発段階に至った 場合には4.1百万SFを、商品化に際しては5.2 百万SFをそれぞれBioamazôniaに支払うこ とが確認され、さらにロイヤルティー支払い に関する条件などが規定されていた。上述の 国内外のNGOによる批判は、主としてブラ ジルの遺伝資源の国外への持ち出しが、無秩 序な遺伝資源の流出と、バイオ・パイラシー の容認になりかねないというものであったが、 ブラジルの法律家による批判は、①契約内容 が著しく不平等でブラジルの国家主権が侵害 されているというもの (ブラジル憲法225条お よびCBD15条)、②利益配分が不公正である というもの、および③上記契約がサンプルの 採取地であるアマゾンの先住民に対する対価 を欠いており、ブラジル1988年憲法231条が 定める先住民およびその社会の恒久的生存権 を侵害するというものであった(21)。

そこで、急遽2000年6月29日付暫定命令 2,052が成立し、これがABSに関する暫定命 令第2,186-16 (以下「ABS命令」という) (22) に受け継がれ、現在まで、ブラジルのABS に関する有効な法規範となっている。ABS 命 令 は、遺 伝 資 源 管 理 審 議 会 (以下 「CGEN」という)を創設したが、CGENは 環境省 (MMA) のほか 8 つの省庁と、10の 連邦政府機関から構成された審議体であ る<sup>(23)</sup>。CGENの本来的役割は、ABS関連の 規範を承認しこれらを編纂することにある。 環境省遺伝資源課 (DPG) は、CGENの事務 局として遺伝資源へのアクセス申請書および これに関連するすべての書類の検討を担当し ている。本機関の創設によって、遺伝資源の ABS関連の専門的技術を持った安定的管理 体制を構築したということができる。

ABS命令は、全体で38条であり、その主項目は以下のとおりである。

- 第1章 総則規定 (第1~6条):本法の適用範囲を規定し、同国内 (大陸棚および排他的経済水域を含む)の遺伝資源や伝統的知識などへのアクセス、これらの活用による利益の正当でかつ衡平な配分、遺伝資源の保全や活用にかかわる技術へのアクセスやこれらの技術移転に関する権利義務を規定するとしている。
- 第2章 定義 (第7条):遺伝資源、伝統的知識、 バイオ・プロスペクト<sup>(24)</sup>その他に関する定義 規定である。
- 第3章 伝統的知識の保護(第8・9条): CGENが中心となって伝統的知識等の保護を 図る旨を規定している。
- 第4章 各機関の権限と役割配分 (第10~15 条):環境省傘下のCGENの権限などについて の規定。
- 第5章 アクセスと資源の移動(第16~20条): 遺伝資源や伝統的知識などへのアクセスおよ びそれらの移動は、事前の許可なく行っては ならない旨を規定している。
- 第6章 技術へのアクセスと技術移転(第 21~23条):国内外の機関間での技術へのアク セスおよび技術移転に関する方法を規定する。
- 第7章 利益配分 (第24~29条): 公正で衡平 な利益配分がなされることを要求するにとど め、その具体的な利益配分の基準は定めてい ない。
- 第8章 行政的制裁 (第30条):本命令に違反した場合の行政的制裁を規定する。その内容は、罰金 (法人の場合は最大50百万レアル<sup>(25)</sup>)、対象物の没収、特許等の取消し、活動停止命令などである。
- 第9章 最終規定(第31~38条): 関係省庁による遺伝資源関連の工業所有権の許認可は、本命令が規定する条件に基づき行われること<sup>(26)</sup>、また関連連邦機関は、本命令に違反する場合に、遺伝資源の構成物や伝統的知識に関連する製品等の監査や没収の権限を有する旨などを規定する。
  - (II) 林希一郎「生物遺伝資源アクセスと利益配 分に関する途上国の国内法と国際ルールの発

- 展」三菱総合研究所所報41号(2003)196頁。
- (18) アンデス協定諸国 (コロンビア、エクアドル、ペルーおよびボリビア) は、1996年7月に遺伝資源のABSに関する第391号決議を採択した。本決議は、加盟国が満たすべき最低基準を定め、同決議5条に基づき各加盟国はABS国内法の整備を行っている。同決議は、加盟諸国の国際交渉力の強化、契約が国家と申請者間で締結されるアクセス契約の内容および添付書類・付帯契約書に関する規定、さらに遺伝資源と伝統的知識の双方に同じアクセス規制を適用するなど、遺伝資源アクセス規制の地域協定としては画期的なものであった(林・前掲注(17)177頁)。
- (19) Cristina Maria do Amaral Azevedo, A regulamentação do acesso aos recursos genéticos e aos conhecimentos tradicionais associados no Brasil, Biota Neotrop. vol. 5, No.1 (Campinas, 2005).
- (20) 社会組織法 (Lei No. 9,637, 15 de maio de 1998) 1条に基づき、Bioamazôniaの役 割は、アマゾン地域の遺伝資源の管理および 環境保護・保全のための諸活動とされている。
- (21) S. Peña-Neira, C. Dieperink and H. Addink, Equitably Sharing Benefits from the Utilization of Natural Genetic Resources: The Brazilian Interpretation of the Convention on Biological Diversity (Electronic Journal of Comparative Law, Vol. 6.3 October 2002).
- (22) Medida Provisória No.2,186-16, 23 de agosto de 2001. なお、暫定命令 (Medida Provisória) とは、1988年憲法の下で行政府 が緊急の必要と関連性が認められる場合に発 布することができる命令であり、法律と同等 の効力を有する。
- (23) 政府機関のみで構成され、民間組織がその メンバーに加えられていない点が、CGENの 運営にかかわる問題として指摘されている。
- (24) バイオ・プロスペクトまたはバイオプロスペクティングとは、自然界で有用な化学物を見いだすための探索研究活動である。
- (25) 2010年9月現在で約24億円相当の金額。
- (26) ブラジルにおいては、2006年以降特許申請などに際して、遺伝資源の出所開示が義務付けられている。

# 2 ブラジルにおけるバイオ・プロスペクトの実務

ブラジルにおける実際の遺伝資源へのアクセスの許認可は、CGENおよびIBAMAで、商業開発案件および科学調査案件をそれぞれ分担している。また、実際の遺伝資源へのア

クセスに不可欠であるのが、事前に遺伝資源 の活用および利益配分に関する契約書 (Contrato de Utilização de Patorimônio Genético e Repartição de Beneficios:以下 「ABS契約」という)を関係当事者と事前に 合意し、これを締結することである。この ABS契約は、当事者間で公正かつ衡平な内 容でなくてはならないとABS命令は規定し ている。また、契約当事者としては、土地所 有者もしくは先住民または伝統的社会の代表 者が、生物資源の土地的起源の観点から契約 当事者となり、さらに遺伝資源の商業化にか かわりを有するものも併せて、契約当事者に なるものと定められている。ABS命令は、 配分される利益は金銭的利益であっても、非 金銭利益であってもよいとしている。

ABS契約はCGENにおける検討と同意を経て、それが同審議会に登録されて初めて効力を有する。CGENは、2009年3月までに、22件のABS契約を承認し登録を認めている<sup>(27)</sup>。

27 Eduardo Vélez, Acesso a recursos genéticos e repartição de beneficios no Brasil, International Centre for Trade and Sustainable Development, Pontes, Volume 6, Número 2, julho de 2010.

#### 3 ブラジルABS命令の問題点

ブラジルは世界最大の遺伝資源保有国でありながら、今日に至るまで同国がABSに基づく公正な利益配分の恩恵に浴していないとの指摘がある<sup>(28)</sup>。そしてこの問題は、CBDにABSの実効性を保障する条項が欠如していること、さらに遺伝資源の便益利用国においてABS法の遵守を担保する法的メカニズムが存在しない問題として指摘されている。前者の課題については、CBDにおける実効的ABS規定を議定書化し国際的制度を策定すべきとのCBD締約国会議における同国政府の主張につながるものであるが、後者については、特許を始めとする知的財産権を付与する際の出所開示の問題である。

ブラジルのみならず、インドその他の遺伝 資源主要輸出国は、遺伝資源を活用した知的

所有権、特に特許権の許認可に際しては、遺 伝資源輸出国の国内ABS法を遵守したこと を証明する許可番号とABS契約書の写しの 確認を遵守することを要求している(29)。ブ ラジルにおいては、2006年末以降この仕組み が実施されている(30)。さらに、出所開示の 義務化は、遺伝資源輸入国で遵守されるべき であるとの指摘がなされており(31)、TRIPS 理事会には、2006年5月31日付でインド、ブ ラジルが、特許出願において生物資源および 関連する伝統的知識の①出所・原産国、②事 前の情報に基づく同意 (Prior Informed Consent)の証拠、および③利益配分の証拠の開 示義務を導入するためのTRIPS協定改正テ キストを提出し、多くの途上国が協定改正テ キストに基づく議論を支持している。また、 ノルウェーは、遺伝資源および伝統的知識の 出所・原産国を開示する協定改正を支持する 内容の文書を提出している。他方、日本、米 国等は、TRIPS協定とCBDは抵触なく、相 互補完的に履行可能であり、CBDの目的を 達成するに当たってTRIPS協定の改正は不 要と主張している。その後、TRIPS理事会 通常会合、WTO事務局次長主催の協議の場 において議論が行われたが、両者の間に意見 の隔たりが大きく、議論の収束には至ってい ない(32)

また、ブラジルでのバイオ・プロスペクト の際の実務的問題として挙げられるのが、担 当政府機関の官僚主義的な対応と、手続の煩 雑さ、そして許可の遅延問題である。特にブ ラジル国内におけるバイオ・プロスペクトに 関し、許可の取得の遅延または許可そのもの が取得できないことにより、調査研究に重大 な支障が生じているとの国内研究団体から強 い批判が生じている。そこで、ABS政府法 案では、ABS契約は国内に本拠を有するも のとの関係では不要とされている。これは、 将来法令が定める割合で利益配分が行われる 限り、国内当事者に遺伝資源へのアクセスを 認めることは、結果的に公的財源に貢献する ことが明らかであるとの判断による。そこで、 政府案では外国当事者からの遺伝資源へのア クセスについてのみ手続が要求され、

CGENとの交渉が必要であるとしている。 そして、これらの財政的便益は、生物多様性 の持続性のある開発と政府機関による規制、 そして伝統的知識を有する先住民や地域社会 を支援するために活用することが予定されて いるが、手続的内外格差を設けることの法的 問題に関しては、慎重な検討が必要である。

- (28) Vélez, ibid.
- 29 また、アンデス共同体391号決議は、加盟 国の知的財産権担当機関が、申請された特許 権等の知的財産権にかかる製品またはプロセ スが、加盟国を出所源とする遺伝資源から得 られたものである場合には、アクセス契約の 登録番号とその写しの提出を権利申請者に要 求するものと規定している。
- (30) CGEN決議34号およびブラジル特許庁 (INPI)決議207号に基づく。
- (31) 知的財産権と遺伝資源のABS問題を扱う 文献として、Rodrigues, *supra* note (7).
- (32) 財団法人国際貿易研究所公正貿易センター 「TRIPS研究会報告書」(2009) 93頁。

#### 4 ABS法成立の見通し

上述のとおり、現在のブラジルABS命令 は、2001年の暫定命令を基礎にしているが、 これは、その問題点が修正される形で発展的 にABS法に受け継がれることが前提である。 2007年12月時点で、ブラジルにはABS規制 に関する5つの法律案が存在していた。その 後、2008年に環境大臣に就任したカルロス・ ミンクは、政府法律案についてブラジル科学 振興協会 (SBPS) ほか各界の意見を取り入 れる形で政府原案を修正し、複雑であった原 法案の内容を約半分に縮減した上で、これを 科学技術省に回付したと報じられている。一 方、科学技術省は、修正法案は受領していな いと表明したばかりではなく、改正法案の検 討は、科学技術振興審議会 (Conselho Nacional de Desenvolvimento Cientifico e Tecnológico) の管掌であると言明している。 このように、ABS法の内容や制定手続をめ ぐり、各省庁間で思惑や利害が対立しており、 現在でもABS法成立の見通しは立っていな い(33)。また、経済的開発を目的としない科 学研究目的の調査についても、遺伝資源への アクセスの許可が遅延し、結果として科学調

査・研究が停滞するという問題が生じており、 ABS法の早急な成立が望まれている。

> (33) ブラジルの主要日刊紙、オ・エスタード・ デ・サンパウロの2009年3月31日付記事。

## Ⅳ 総括

ブラジルは、世界最大の生物多様性資源国であり、LMMCの構成国として生物遺伝資源に関連して、特にABS問題を中心に大きな関心を有するとともに、国際的制度の策定を目指している。国内ABS法については、政府案を始めとして種々の法案が存在し、いまだ確定した見通しは立っていないが、暫定命令としてのABS命令の下で、CGENを中心とした認可手続が確立されている。一方、実効性のあるABS法遵守の手続として、特許など知的財産権の申請に際しては、遺伝資源の出所源国においてABS法が遵守されたことを証明する書類等の提出を義務付けている。

今後、遺伝資源や伝統的知識の一層の活用を期待している先進国の視点からは、このようなABS法遵守の書類開示が要件とされることは、現在の知的財産権制度にとっての障碍となる。伝統的知識を含む遺伝資源の保護と、その実りある活用との調和が期待されており、遺伝資源のABS問題を今後どのような具体的規範におさめていくべきか、遺伝資源輸出国・輸入国間の真摯な議論を通じたコンセンサス作りが必要に迫られている。

